

ひかりアドバイザーグループ



CEO 光田 周史



■ 20周年を迎える、次の10年を考える

おかげさまで今年4月、ひかりアドバイザーグループは結成20周年を迎えます。現在、その節目に相応しい周年事業の準備を進めているところです。

さて、20年という時間は、決して短いものではありません。制度、経済環境、技術、そして働き方そのものが大きく変化する中で、私たちは常にクライアントの皆様と向き合い、実務の現場に根ざした支援を積み重ねてきました。

一方、創業当初と比べると、専門家に求められる役割は大きく変わりました。単に制度を説明するだけでは足りず、変化を前提とした意思決定をどう支えるかが問われています。20周年という節目は、これまでの歩みを振り返ると同時に、次の10年そして20年に向けて、私たち自身の立ち位置をあらためて確認する機会でもあると捉えています。



■ 変化の中で何を判断軸とするか

足元では、生成AIの急速な進展、相次ぐ税制や諸制度の改正、人手不足の深刻化、資本市場の変化など、企業を取り巻く環境はかつてないスピードで変化しています。情報量は増え続け、「正解らしきもの」はあふれています。

しかし、環境がどれほど変わっても、最終的な判断を下し、その結果を引き受けるのは経営者自身です。変化の時代において重要なのは、新しい情報をいち早く知ること以上に、「何を基準に判断するのか」という「軸」を持つことです。

■ 各士業法人の代表者メッセージ

第2面から第4面では、税務、法務、監査、労務といった各分野について、グループ傘下の士業法人代表者が、それぞれの視点から実務的な論点を提示しています。一見するとテーマは多岐にわたりますが、そこに流れる問題意識は共通しています。補助金や税制改正は「使えるかどうか」ではなく、「自社の経営戦略にどう位置づけるか」が問われていますし、相続や不動産、上場制度、労務管理、外国人材の受入れにおいても、形式的な対応ではなく、将来を見据えた設計と説明が不可欠になっています。

いずれのテーマも、短期的なテクニックではなく、「今後も同じ判断ができるか」という視点から整理されています。これは、私たちが20年間の実務を通じて一貫して大切にしてきた姿勢でもあります。

■ 20周年の先に向けて

AIや制度は進化し続けますが、それ自体が正しい答えを示してくれるわけではありません。制度はあくまで手段であり、選択と決断の主体は常に経営者です。専門家の役割は、選択肢を整理し、判断材料を提供することであり、決断そのものを代行することではありません。20年にわたり多くの経営の現場に立ち会ってきたからこそ、私たちは「判断軸を持つこと」の重要性を強く実感しています。前述したとおり「軸」があり、それがなければ、環境変化に過度に振り回されることなく、一貫した意思決定が可能になります。

2026年、そして2027年へと続くこれからの数年間は、企業経営にとって試行錯誤の局面が続く時代になるでしょう。だからこそ、節目の年にあたり、私たちはあらためて「実務に根ざした支援」と「判断を支える専門家集団」であることを再確認しています。

ひかりアドバイザーグループは、20周年を新たな出発点として、次の10年そして20年も皆様の意思決定に寄り添い続けてまいります。



ひかりアドバイザーグループ

〒604-0872 京都府京都市中京区東洞院通竹屋町下る ひかりビル TEL.075-252-1300 FAX.075-252-1301





■補正予算で狙いたい「省力化投資」補助金のポイント

2025年に可決された補正予算では、人手不足やコスト増に悩む中小企業を支援する補助金・助成金が拡充されており、省力化投資を後押しする制度が注目されています。

例えば「中小企業省力化投資補助金（一般型）」は、セルフレジや自動精算機、受発注の自動化など、省人化につながる設備・システム導入を支援する制度です。

補助金は対象経費だけでなく、導入目的と効果（工数削減・納期短縮等）を数字で示すことが重要です。申請準備には時間を要するうえ、予算上限に達すると受付終了となる場合もあるため早めの検討をおすすめします。加えて、補助率・上限額など補助金額の目安も事前に確認すると判断がスムーズです。

【参考URL】 中小企業省力化投資補助金補助金HP

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/ippan/>

■税制改正大綱で押さえる「不動産×相続」対策のポイント

2025年12月公表の税制改正大綱では、不動産評価を活用した相続税対策に制限が入る流れが示されており、「不動産×相続」対策の設計を見直す重要性が高まっています。

特に、令和9年1月以降の相続から、相続開始前5年以内に取得した賃貸用不動産は、従来の評価ではなく、通常の時価または取得価額の80%評価とする方向です。これにより「取得して評価差を使う」対策は効果が出にくくなる可能性があります。

今後は評価だけに頼らず、①納税資金の準備、②分割対策、③出口戦略（売却・組替え）まで含めた設計が重要です。

具体的な対応策については、弊社の資産コンサル事業部へご相談ください。

【参考URL】 財務省「令和8年度 税制改正大綱」HP

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2025/07taikou_gaiyou.htm



■全国の不動産を一括で確認できる新しい制度 ～所有不動産記録証明制度とは～

2024年（令和6年）4月1日から相続登記が申請義務化されたことは、各種報道などでも取り上げられており、すでにご存じの方も多いかと思います。この相続登記義務化にあわせ、所有者不明土地問題への対応や、国民が自身の不動産を把握しやすくするための制度整備が進められています。

その一環として、2026年（令和8年）2月2日から、法務省において「所有不動産記録証明制度」が開始されます。本制度は、特定の個人または法人について、登記簿上の所有者として記録されている不動産を全国一括で検索し、その一覧を証明書として取得できる制度です。

これまで、不動産を調査する場合、市区町村ごとに名寄帳や固定資産税関係書類を取得し、さらに各登記所で登記簿を個別に調査する必要がありました。そのため、相続開始後に被相続人名義の不動産を正確に把握するには、相当の時間と労力を要していました。本制度の創設により、全国に所在する登記済み不動産をまとめて確認することが可能となり、相続手続の負担軽減が期待されています。

所有不動産記録証明書は、登記官が氏名および住所の情報を基に全国の登記記録を検索し、所有不動産を一覧として証明するものです。請求できるのは、名義人本人のほか、相続人、または委任を受けた代理人（司法書士など）に限られます。

本制度は、相続登記義務への対応を容易にするだけでなく、生前における財産整理や、遺言書作成時の資料として活用できる点も大きなメリットです。一方で、登記簿上の氏名や住所が現在のものと異なる場合には証明書に反映されない可能性がある点や、未登記不動産は対象外となる点には注意が必要です。それでもなお所有者不明土地問題の解決に資する、相続・不動産管理の新たな基盤となる重要な制度といえるでしょう。

本制度や相続登記についてご不明な点がございましたら、ひかり司法書士法人までお気軽にご相談ください。

代表社員 上田 茂

ひかりアドバイザーグループ

ひかり司法書士法人



■ 東証における市場区分の見直しが目指す企業価値向上

東京証券取引所は、市場区分見直し後の実効性を高める取組みとして、スタンダード市場の魅力向上および東京プロマーケットの機能発揮を重要なテーマに掲げています。

1. スタンダード市場の魅力向上に向けた方向性

スタンダード市場については、多様な企業が集う基盤市場であることを前提としつつ、次のような考え方が明確に示されています。

- ▽ 株主・投資家目線で企業価値向上に取り組む企業が、適切に評価される市場とすること
 - ▽ 資本コストや資本収益性を意識した経営について、「形式的な開示」ではなく「経営としての実行と説明」を重視すること
 - ▽ 好事例の可視化や投資家との対話促進を通じ、市場全体の底上げを図ること
- スタンダード市場の魅力向上は、画一的な基準引上げではなく、各社が自社の成長戦略や資本配分について、経営者が自らの言葉で説明できるかどうかにかかっているといえます。

2. プロマーケットの機能発揮と位置づけ

一方、プロマーケットについては、近年その役割がより明確になっています。

- ▽ 将来的な一般市場上場を見据えた「準備・地固めの場」としての活用
- ▽ J-Adviserによる継続的な助言のもとで、ガバナンス、情報開示、投資家対応を段階的に高度化できる点が特長

実際に、プロマーケット上場後に事業規模を拡大し、スタンダード市場等へ移行する企業も着実に増加。限定的な投資家層との対話を通じて経営の完成度を高めるという点で、成長志向の企業にとって有効な選択肢となっています。

3. 経営者に求められる視点

スタンダード市場とプロマーケットは、それぞれ独立した市場ではなく、企業の成長フェーズに応じた連続的な選択肢として位置づけられつつあります。どの市場に上場するかではなく、どの市場で、どのように企業価値を高めていくかが、今後の経営における本質的な問い合わせとなります。当法人としても、こうした市場の方向性を踏まえ、監査を通じた上場支援を行ってまいります。

■ 「2026年労働基準法改正」先送りについて

2026年に予定されていた労働基準法の大きな改正は、結果として先送りとなりました。戦後最大級の見直しになるのではと言われ、連続勤務の制限や勤務間インターバル制度、副業・兼業時の労働時間管理の整理など、実務に直結する論点が数多く議論されてきただけに、拍子抜けした印象です。

もっとも、今回の改正議論の根底にあったのは、単なる労働時間規制の強化ではありません。長時間労働や不規則な勤務が、心身の健康に深刻な影響を及ぼしている現状を踏まえ、「どうすれば働く人の健康を守れるのか」という視点が強く意識されていました。具体的には、一定日数以上の連続勤務を抑制する仕組みや、前日の終業から翌日の始業までに十分な休息時間を確保する勤務間インターバル制度の法制化が検討されていました。また、副業・兼業が広がる中で、複数の職場で働く労働者の総労働時間をどのように把握し、過重労働を防ぐかも重要なテーマでした。さらに、一部業種に残る週44時間特例の見直しなど、労働時間制度全体を健康確保の観点から整理し直す動きも議論されていました。

今回の先送りは「改正が不要になった」という意味ではなく、健康確保と多様な働き方の両立という難題について、結論を急がず議論を深める段階に入ったと見るべきでしょう。制度を一度変えれば、企業実務への影響は大きく、拙速な立法はかえって現場を混乱させかねません。

代表社員 岩永 憲秀



代表社員 徳光 耕嗣

ひかりアドバイザーグループ

ひかり社会保険労務士法人

実務家の立場から見ると、これは「猶予期間が延びた」と同時に、「健康配慮を前提とした労務管理を見直す準備期間が与えられた」と言えます。安全配慮義務の観点から見ても、法改正を待たずに取り組むべき課題はすでに明確です。今回の先送りを好機と捉え、働く人の健康を軸に労務管理を点検することが、次の改正への最善の備えになるのではないでしょうか。くりの実現に向けて、引き続き実務に根ざした支援を行ってまいります。

■在留資格「経営・管理」厳格化後の許可基準と実務対応

2025年10月16日から在留資格「経営・管理」の要件ががらりと変わりました。
現在は施行後数ヶ月が経ち、審査は非常に厳しくなっています。



1. そもそも「経営・管理」ビザとは？

外国人の方が日本で「社長や役員としてビジネスを動かす」ためのビザです。

- ▽ できること：会社の設立、経営判断、管理職としてのマネジメント業務
- ▽ できないこと：現場での単純作業

（飲食店のホール・調理、清掃、建設現場の作業など）

- ▽ 役割：あくまで「ビジネスの舵取り」をするのが仕事となります。

2. 何が変わった？新旧ルール比較

これまでの「500万円+自分一人で起業」というスタイルは難しいものとなりました。

要件	旧ルール	新ルール（2025.10.16～）
① 資本金・出資金	500万円以上	3,000万円以上（出所証明も厳格化）
② 経営の実務経験	不問	経験3年以上 または 修士号（MBA等）
③ 常勤職員の雇用	0人でもOK	日本人や永住者などを1名以上雇用が必須 ※1
④ 日本語能力	不問	本人または常勤職員がN2レベル以上
⑤ 事業計画	自分で作成	専門家（税理士等）の証明が必要

※1 技術・人文知識・国際業務などのいわゆる就労ビザの職員は不可となっています

3. すでにビザを持っている方の2028年問題

すでに「経営・管理」ビザにより日本にいる方には、猶予期間があります。



- ▽ 更新の期限

2028年10月16日以降の更新からは、すべての人が新ルール（3,000万円基準など）をクリアしている必要があります。

- ▽ 在留資格「永住」の条件

「経営・管理」から「永住」に変更したい場合は、猶予期間に関係なく、今すぐ新ルールを満たしていることが求められます。

4. 実務家としての本音（所感）

今回の改正で、このビザはハイクラスな投資家・起業家向けに生まれ変わりました。

正直なところ、日本に希望をもって、卒業と同時に留学生が、個人レベルの小さなお店や貿易ビジネスでこのビザを取得するというのは難しくなってしまったことは、非常に残念に思っています。

一方で、とりあえずビザのために形だけ会社を作り、本来の在留活動を全く行っていない、日本にほとんどいないというような手法は完全に封じられることになりました。

今ビザを持っている方は、2028年までに「会社を大きくして新基準をクリアする」必要がありますが、特に「日本人などの雇用」と「3,000万円の資金」という2つの壁は高く、真面目に頑張っている小さなお店が、法律の物差しで切り捨てられてしまうかもしれない。そんな寂しさを感じずにはいられません。